

福岡県公報

平成二十二年二月十七日
第三千七十五号
増刊
①

目次

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課)

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年二月十七日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

八女郡矢部村大字北矢部
" 矢部村大字北矢部

矢部小学校
矢部中学校

八女市矢部村北矢部
" 矢部村北矢部

矢部小学校
矢部中学校

改める。

別表第一中

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年二月一日から適用する。

八女郡星野村二二〇五九
" 星野村九五〇〇

星野小学校
星野中学校

八女市星野村二二〇五九
" 星野村九五〇〇

星野小学校
星野中学校

に

を